

西条市ふるさと納税協力事業者募集要項

当市へのふるさと納税の推進と地元特産品のPR及び販売促進を図るため、ふるさと納税を行った寄附者に対して、特産品をふるさと納税返礼品として提供していただける事業者を募集します。

1 応募の要件

(1) 事業者

ア 市内に事業所(本店・支店は問わない。)がある法人、その他の団体及び個人事業者(以下「事業者」という。)ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

イ 市税の滞納がない事業者

ウ 西条市暴力団排除条例(平成23年条例第20号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者

(2) 西条市ふるさと納税返礼品(以下「返礼品」という。)

ア 返礼品は、原則として西条市内で生産・加工されたものなど地元の特産品(西条市内の企業等で作られたこだわりの商品、西条市の歴史を感じられる商品等)で、西条市の返礼品としてふさわしい商品または当市のPRにつながる商品や西条市内で提供されるサービス

イ 平成31年総務省告示第179号第5条各号のいずれかに該当するもの

(3) 返礼品の出品に関する事項

ア 西条市ふるさと納税ポータルサイトは、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税サイト」、「ふるなび」、「さとふる」、「三越伊勢丹ふるさと納税」及び「Amazon ふるさと納税」(以下「ポータルサイト」という。)です。

(ア) 返礼品は、全てのポータルサイトに出品が可能です。ただし、それぞれのポータルサイトで既に出品されている返礼品と重複した返礼品は出品できません。

(イ) ふるさと納税の返礼品の出品点数は、ポータルサイトごとに一定の上限を設けています。

イ 同一返礼品を複数の事業者が書面により申請し、市が受付した日が同日の場合は、抽選により出品事業者を決定します。ただし、製造元が同日申請した場合は製造元を優先します。

ウ 返礼品は、品質及び数量の面において、安定供給をしてください。

2 特産品提供のメリット

○特産品や事業者のPRが可能です。

各種ポータルサイトやカタログなどに商品と事業者名を掲載します。また、TV・雑誌等その他取材の要請に応じて情報提供を行います。

○商品の販路拡大につながります。

特産品発送時にパンフレット等を同封することにより、商品のPRや販路拡大に繋がります。

3 提出書類

○ふるさとチョイス及びふるなび

- ・ 西条市ふるさと納税 事業者登録申請書
- ・ 西条市ふるさと納税 返礼品出品申請書(ふるさとチョイス／ふるなび)
- ・ 返礼品の写真(カラーで撮影したもの)1枚以上 ※画像データ(JPEG 形式・1MB 以上)はメール等で別途送付してください。
- ・ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット
- ・ 初めて申込する場合は、事業者の概要が分かる資料(企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可)
- ・ その他必要と認められる書類

○楽天ふるさと納税サイト及び Amazon ふるさと納税サイト

- ・ 西条市ふるさと納税 事業者登録申請書
- ・ 西条市ふるさと納税 返礼品出品申請書(楽天／Amazon)
- ・ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット
- ・ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料(企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可)
- ・ その他必要と認められる書類

○さとふる

- ・ 西条市ふるさと納税 事業者登録申請書
- ・ 西条市さとふる返礼品出品申請書
- ・ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット
- ・ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料(企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可)
- ・ その他必要と認められる書類

※事業者様自身で返礼品等の登録が必要です。

○三越伊勢丹ふるさと納税

掲載を希望される方は、お問合せ先までご連絡ください。サイト担当者より直接ご案内いたします。

4 応募受付期間

随時申込みを受付します。

5 事業者及び返礼品の選定

(1) 選定の決定

申込みいただいた事業者及び商品の返礼品としての採用結果については、別途、当市から連絡し、その後、返礼品業務請負事業者から連絡及び一連の業務説明があります。

(2) 選定の取消し等

選定された事業者及び返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、また、提出書類に虚偽があった場合もしくは当市に損害を及ぼす行為があった場合は選定を取り消すこととし、事業者が損害について賠償する責を負うものとします。

6 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて 返礼品の発送に必要な場合、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第57号)」に基づき、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品発送以外に利用することはできません。

※ふるさと納税の返礼品送付に係る手続き上知り得た情報により、個別のダイレクトメールなどの送付はできません。

- (2) 寄附者への返礼品の発送は、事業者の責任において、遅滞なく行ってください。
- (3) 事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、事業者の責任において、対応してください。
- (4) 返礼品は、地場産品基準及び食品表示法、その他関連法令等を遵守し、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供してください。
- (5) 返礼品の産地名、製造地等を適切に表示し、西条市が必要と認めるときは、調査に協力してください。
- (6) 地場産品基準や食品表示法等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行ってください。
- (7) この要項は、予告なしで変更する場合もございますので、ご了承ください。
- (8) この要項に記載ない事項については、協議の上、対応します。

7 お問い合わせ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市産業経済部 産業振興課産業総務係

TEL 0897-56-5151

FAX 0897-52-1200

E-mail: furusato@saijo-city.jp